

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和元年8月9日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和元年7月11日	北区	西賀茂今原町	5	—	—	令和元年7月11日
	上京区	上御霊中町	—	—	1	
令和元年7月18日	右京区	太秦下刑部町	2	—	—	令和元年7月18日
		太秦森ヶ東町	3	—	—	
	西京区	檜原佃	2	—	—	
令和元年7月25日	伏見区	淀樋爪町	2	—	—	令和元年7月25日

2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)